

大和郡山市建設工事仕様書

1 工 事 名	稗田中央児童公園トイレ改修工事
2 工 事 場 所	大和郡山市美濃庄町地内
3 工 事 期 間	着工の日から令和7年12月4日まで
4 工 事 概 要	建築改修工事 一式
5 事業担当課	事業担当課：まちづくり事業課 業務担当課：入札検査課(施設整備室)
6 契 約 日	落札の日の通知を受けた日を含み5日以内（市役所の業務の休みの日を除く。）
7 契 約 保 証	請負金額の10%以上とし、契約締結までに手続きを完了すること。現金による場合は契約を締結する際に納付すること。ただし、設計金額が5,000万円未満で大和郡山市契約規則第22条第3号に該当する場合は免除する。
8 支 払 事 項	前 払 金 請負金額が300万円以上の場合は請求が可能である。 ただし、前払金として請負金額の40%、中間前払金として請負金額の20%を限度とする。 部分出来高払 なし 完了払金 工事完成検査合格後、請求のあった日から40日以内に支払うものとする。
9 質 問 事 項	質問書提出日時 令和7年8月26日午前9時から正午まで 質 問 方 法 指定の質問書【ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→入札関係書類（工事）からダウンロードできます。】により事業担当課へ持参すること。 提 出 先 まちづくり事業課 質 問 回 答 日 令和7年8月28日午後1時から開札前日まで 質 問 回 答 場 所 ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→建設工事・建設工事等に係る業務委託等入札のお知らせ（質問・回答を掲載しました）にて閲覧できます。 そ の 他 質問がない場合は、質問書の提出は必要ありません。 また、質問・回答がない場合は、ホームページへの掲載はありません。

特記仕様書

第1条 稗田中央児童公園トイレ改修工事の施工にあたっては、設計図書及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各仕様書〔最新版〕（ホームページ「官庁営繕の技術基準」参照）によるものとする。

第2条 各仕様書に対する特記及び追加事項は、この特記仕様書によるものとする。

第3条 請負者は工事の施工に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、工事の円滑な進行を図るものとする。

第1章 総 則

1. 設計図書の照査

本工事の施工にあたっては、事前に設計図書の照査を行うものとし、照査の事実を施工計画書、または工事打合せ簿等より報告すること。

2. 工事の着手

本工事については、契約後速やかに着手すること。

3. 総合施工計画書の提出

総合施工計画書については、設計図書の内容及び現場条件を反映させ、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督職員に提出しなければならない。

4. 施工体制について（建設業法・入札契約適正化法）

公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出しなければならない。

また、施工体系図を作成し、工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲げるとともにその写しを発注者に提出しなければならない。

尚、工事の進行によって下請業者の変更があった場合は、すみやかに施工体系図等を変更し、その写しを発注者に提出しなければならない。

5. 建設副産物

（1）本工事の施工により発生する建設副産物の受入場所（施設）については、別紙のとおりとする。

（2）本工事の積算上の条件明示は下記のとおりであるが、受入場所（施設）を指定するものではない。

なお、設計変更については請負者の責によるものでないやむを得ない理由による場合を対象とし、監督職員と協議し変更するものとする。

請負者の責によるものでないやむを得ない理由とは、以下の①～⑤である。

① 受入施設の受入可能量の超過、施設の故障等、受入側の事情により受入が不可能となった場合。

② 受入場所（施設）までの運搬経路に支障が生じ運搬が不可能となった場合、もしくは迂回経路の運搬距離が著しく延びる場合。

- ③ 発生した建設副産物の形状等が、受入条件と一致することが困難になった場合。
- ④ 受入施設の不適正な行為を行政機関等が確認した場合。
- ⑤ 受入施設が廃棄物処理法に基づく許可の失効、もしくは行政処分を受けた場合。

なお、請負者の都合による受入場所（施設）の変更は、監督職員と協議の上、公的な受入施設又は奈良県県土マネジメント部が建設発生土の受入施設として登録している民間受入施設とし、産業廃棄物処分については各関係法令を遵守した奈良県内外の処分許可を持つ受入施設とする。また、設計金額の変更は減額となる場合のみを対象とする。

○積算上の条件明示（不要なものは枠ごと削除すること）

建設副産物	受入場所（施設）	片道 運搬距離	受入期間 及び受入時間	その他 受入条件
コンクリート(有筋)	㈱I. T. O	16. 6km	8:00～17:30(平日) 8:00～17:30(土曜)	中間
陶磁器くず	㈱中和営繕	19. 2km	8:00～15:30	中間
廃プラ	㈱ディ・シー	20. 6km	9:00～16:00	中間

（３）建設工事請負契約書「６ 解体工事に要する費用等（３）再資源化等をする施設の名称及び所在地」については、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、積算上の条件明示と別の方法であった場合でも、上記（２）①～⑤によらない場合は設計変更の対象としない。

（４）産業廃棄物の搬出にあたっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員又は検査職員に提示しなければならない。また、産業廃棄物受入施設が発行する受入時の計量伝票の写しを監督職員に提出するとともに、監督職員又は検査職員より請求があった場合には直ちに原本を提示すること。

なお、特別管理産業廃棄物（アスベスト等）については、受入時の計量伝票の写し及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し（D・E票）を提出すること。

（５）建設発生土及び産業廃棄物の処分について、工事請負契約締結後にあつては再生資源利用〔促進〕（計画・**実施**）書を、工事竣工後は再生資源利用〔促進〕（~~計画~~・**実施**）書を所定の様式に基づいて作成し、提出するものとする。

また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」により対象工事の請負者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した旨を、発注者に書面にて報告すること。

（６）工事用残土・殻捨場は、民間の指定処分地（別紙 建設発生土受入業者一覧・産業廃棄物処分業者一覧 内での指定）であるが、運搬距離並びに経路については、事前に監督職員と協議し運搬計画を作成し施工計画書に含め提出しなければならない。

（７）再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書の提出様式については、奈良県技術管理課ホームページ又は国土交通省ホームページからダウンロードし使用すること。なお、建設副産物情報交換システム（COBRIS）を利用した場合も、再生資源利用計画書および再生資源利用促進計

画書を紙媒体で提出すること。また、請負者は、再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

6. 事故報告について

請負業者は、工事施工中に工事事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、市指定の事故報告書を作成し、提出しなければならない。

7. 交通安全管理

(1) 交通誘導警備員の配置について

- ① 交通誘導警備員は「警備業法（昭和47年7月5日法律第117号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置すること。
- ② 交通誘導警備員については、下表のとおりとする。工事の実工程等による交通誘導警備員の増減は、設計変更の対象とはしないものとする。ただし、発注者と所轄警察署との協議結果により、交通誘導警備員編成が変わる場合は、設計変更の対象とする。
- ③ 工事内容に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員	編 成	昼夜別	交代要員の有無	備 考
N o . 1	1 名／日	交通誘導警備員B	昼間	無	延べ5名

交通誘導警備員B：警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員以外の交通の誘導に従事するもの

(2) 「ダンプトラック等による過積載等の防止について」（入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→基準関連）を参照。

8. 官公庁等への手続き等

本工事は、有資格者等による石綿事前調査を実施し、石綿事前調査結果報告システムにより申請を行うこと。

また、工事打合せ簿等にて監督職員へ申請（登録）完了の報告を行い、監督職員又は検査職員より請求があった場合には登録内容を提示しなければならない。

9. 施工時間及び施工時間の変更

施工時間は、午前9時から午後5時とするが、関係機関等との調整の結果、作業時間帯に変更が生じた場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

10. 各種保険及び退職金制度について

請負者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定

により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

なお、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則 1 ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。

また、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」（シール）を現場に掲示し、この制度に対する下請の事業主と労働者の意識の向上を図ること。

第 2 章 材 料

1. 資材等の県産品利用促進

請負者は、地場産業の活性化を図るため、建設資材・物品等調達については奈良県産品の使用をより一層努めること。

奈良県産品とは次の①から②に示すものとする。

- ① 県内の工場等（本店が県内にあり、工場が県外にある場合も含む）で製造・加工された資材・製品
- ② 奈良県リサイクル認定製品

2. 材料に関する指示事項

（1）再生材の使用について

イ. 本工事の施工において使用する再生材（再生 C R，再生砂，再生粒度調整砕石，再生アスファルト）については、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、工事施工箇所から 20 k m の範囲内で、奈良県内に再資源化施設がある場合は、県内の再資源化施設で製造された再生材を使用すること。

ただし、当該工事の工期、施工条件等により、必要とする量が確保できない場合は、監督職員と協議すること。

ロ. 上記イ. に記載しない再生材の使用にあたっては、奈良県産品の使用をより一層努めること。

ハ. 再生材の使用にあたっては、「再生材の使用に関する取り扱いについて」（入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→基準関連）を参照。

ニ. 再生材の使用に当たっては、使用前に、監督職員に再資源化施設が発行する試験成績書を提出すること。また、不純物の混入が無いこと等、現場にて搬入時にその品質確認を行うこと。

現場に搬入された再生材が、品質等その使用が不相当と監督職員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査（または確認）を受けること。

（2）レディーミクストコンクリートについては、「レディーミクストコンクリートの調達について」

および「適正なコンクリート工事实施に関わる請負業者の遵守事項」（入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→基準関連）を参照。

第 3 章 施 工

1. 施工一般事項

コンクリートの養生期間については、監督職員と協議の上、全体工程を決定すること。

第4章 補足事項

1. 現場代理人等について

「建設工事及び建設工事に伴う委託業務（植栽維持管理業務含）に係る現場代理人等について」（入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→基準関連）を参照。

なお、当該工事は昼夜間連続で行い1日の所定労働時間を超えるため、交替のための現場代理人の配置を必要とする。

2. その他技術者等について

（1）配管技術者

耐震継手管を使用する工事については配水管工技能者（大口径配水管であれば大口径配水管工技能者）の従事を義務付けるものとする。

また、給水装置工事については、大和郡山市指定給水装置工事事業者にて作業を行い、給水装置工事配管技能者の従事を義務付けるものとする。

ただし、従事とは直接工事に携わる若しくは工事に携わるものを監督することをいう。

3. 下請人の市内建設業者の優先選定

請負者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を大和郡山市内に本店を有するものの中から選定するよう努めること。

4. コリンズ(CORINS) への登録

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各仕様書〔最新版〕のとおり。

第5章 その他

1. 工事用電力施設に関する指示事項

官公署その他の関係機関への諸手続き等に要する費用、及び本工事に必要な工事用電力・水等の費用及びそれに係る諸手続き等に要する費用については、請負者の負担とする。

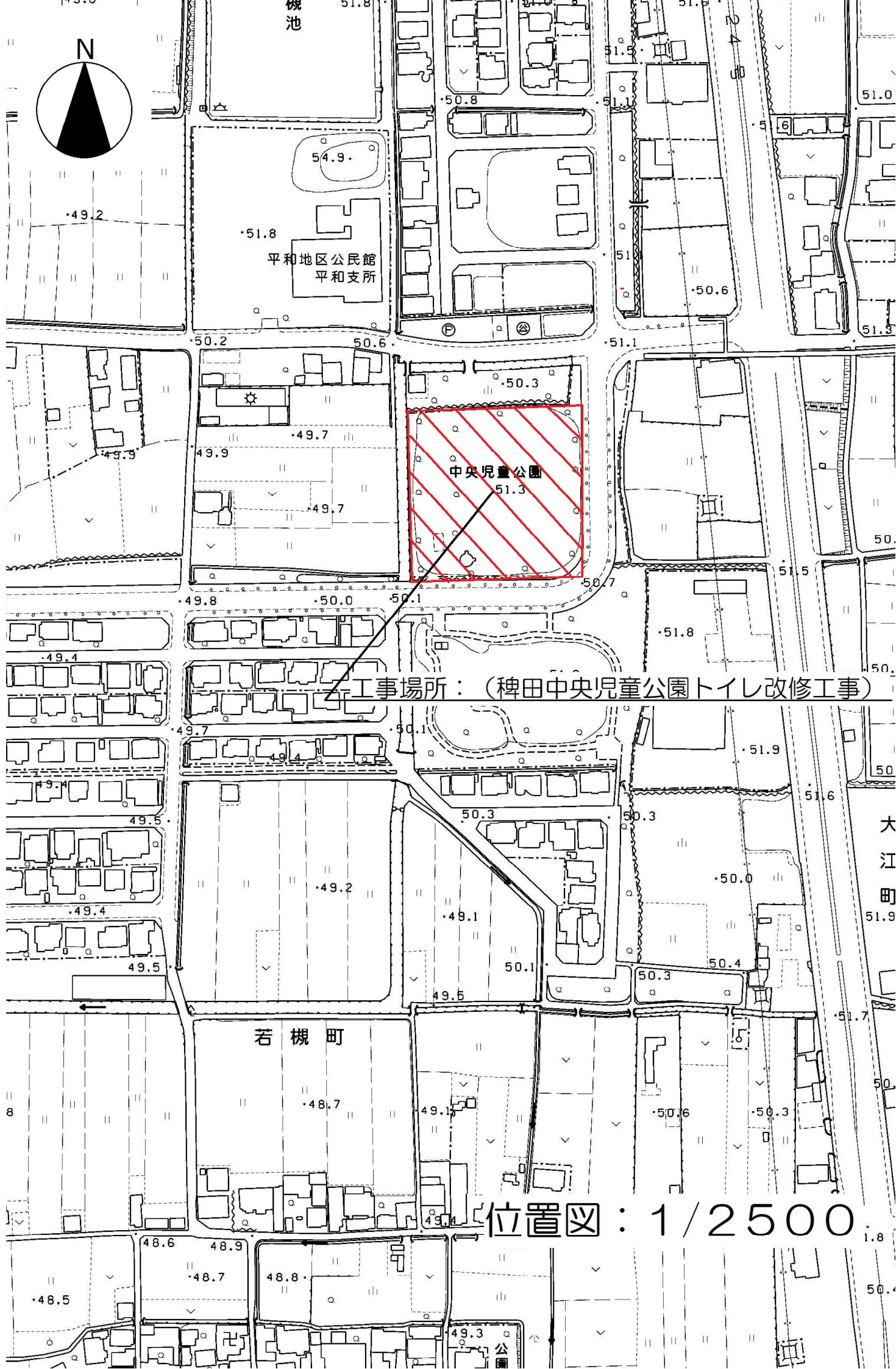
2. 一般事項

（1）住民対策

- イ. 公共事業とはいえ通行者や沿道の住民に、迷惑をかけながら施工（営利活動）をしているという意識を請負人は、代表者以下、作業員に至るまで十分に徹底すること。
- ロ. 地元との意志の疎通をはかり、苦情、トラブル等の解消に努め問題が起これば、請負人が責任を持って対処すること。
- ハ. 第三者に理解できるよう予告、工事、交通規制等の看板・標識を設置すること。
- ニ. 現場代理人・主任技術者は、ネーム入り制服・ヘルメット・腕章等作業員と区別できるものを着用し、工事内容を十分理解して住民からの質問には、的確に説明すること。
- ホ. 作業の内容・時期・時間等は、監督職員と打ち合わせどおりとし、変更のある場合は、監督員との了解だけでなく地元とも協議をすること。
- ヘ. トラブルや苦情には誠実に対応し、明らかに因果関係のない場合を除き迅速に対処すること。
- ト. 工事区間内や運搬経路の路面は、良好に保つために巡回し、転倒・泥はね・ほこり等の苦情のないようにすること。特に雨天時は注意すること。
- チ. 道路横断管・家庭排水管等の露出があった場合は、注意して施工すること。またその排水管に損傷を与えた場合は、部分的な補修ではなく全面的に入れ替えること。
- リ. 舗装復旧については、路面工作物とのなじみに留意し、縦横断勾配を確保して水のたまらないように平滑に仕上げること。
- ヌ. 個人の水道・電気・土地等の無断使用は絶対しないこと。
- ル. 交通誘導員についても前述の主旨をわきまえ、通行者を優しく丁寧に誘導・指示させること。
- ヲ. 苦情・事故・要望・対処等の事実を、監督職員にその都度詳細に報告書にして提出し協議すること。
- (2) 工事による地元営業店の支障、地元行事、し尿、ゴミ収集、緊急時の対策は十分検討し考慮しておかねばならない。

その他留意事項

- ・路上駐車は原則行わないこと。
- ・稗田児童公園内への車両の乗入れは公園利用者の妨げとならないように十分配慮すること。
- ・工事中は整理整頓を心掛け、転落・落下物には特に注意をすること。
- ・工事でできた破損又は塗装工事中での塗料等の飛散での損害は、補修又は交換等を行うこと。
(工事場所以外含む 請負者の負担とする)



平和地区公民館
平和支所

中央児童公園

工事場所：(稗田中央児童公園トイレ改修工事)

若槻町

大江町

位置図：1/2500

(別紙)

令和7年6月1日 以降 産業廃棄物処分業者一覧

会 社 名 等	処 分 場 施 設 所 在 地	がれき類 (工作物 除去に 伴って生 じた不要 物)	廃プラ	木くず	繊維くず	ゴムくず	金属くず	ガラスく ず・コンク リートくず 及び陶磁 器くず	汚泥
中間処理施設									
(株) I・T・O	天理市田町418番1、419番3、420番1の各一部		○		○			○	○
	奈良市南庄町129番地、136番、143番地の各一部、182番地、191番地1、143 番地	○	○	○	○	○	○	○	
(有) アサヒ開発	御所市大字元町315番地	○	○	○	○	○	○	○	
(株) 井戸本	御所市大字室221番の一部、225番7、225番8、225番9、226番の一部、227番、228番の一部		○				○	○	
(株) 今西組	吉野郡十津川村大字小川200番30外3筆			○	○				
(株) 今西商店	橿原市飯高町157番1	○	○	○	○	○	○	○	
(株) 上田建設	御所市大字柏原1485番4の一部	○						○	
内村興産 (株)	生駒市北田原町1207番8	○						○	
(有) 馬本賢商店	平群町大字若井589番1外6筆	○	○			○	○	○	
栄和建设 (株)	葛城市中戸39番地、35番3			○					
(株) 岡野土木建材	宇陀市榛原内牧1264番地1の一部			○					
(株) ガイアート	大和郡山市今国府町6番9、20番、椎木町384番4	○						○	
(株) 梶本建材	川西町大字下永960番1、961番1	○						○	
(株) 川勝興産	御所市大字古瀬1287番3の一部		○	○	○	○			○
川上村森林組合	川上村大字西河字坂吞18番2外2筆			○					
関西化学工業 (株)	上牧町中筋出作158番6		○						
関西メタルワーク (株)	生駒市小平尾町1490-1、1491-1						○	○	
(有) 北大和開発	上牧町大字上牧4666番地	○	○	○	○	○	○	○	
(株) クボクリンサービス	香芝市尼寺一丁目8番、9番		○	○	○	○	○	○	
(有) グローバル開発	葛城市中戸321-2、322-1		○	○	○	○			
(株) 小倉開発	香芝市尼寺333-1、333-3		○	○	○	○			
(株) 坂本興業	御所市大字室字西口15番2	○	○	○	○	○	○	○	
(株) サクラモト	御所市大字三室610番1	○	○	○	○	○	○	○	
三建工業 (株)	橿原市曲川町7丁目627番、628番の一部	○							
三洋商事 (株)	奈良市蘭生町432番1	○	○	○		○	○	○	
(株) 四季園	生駒市小倉寺町277番2の一部	○	○	○	○	○	○	○	
(株) JUNコーポレーション	橿原市東竹田町169番地2、169番地3		○	○	○	○	○	○	
(株) 章南	御所市大字元町137番地の21		○	○	○		○	○	
(株) セイケ商事	香芝市大字尼寺580番4		○	○	○	○			
(株) 正光	御所市大字樋野461番地の一部、戸毛1116番地外1筆、1082番1	○	○	○	○			○	○
積水化成成品工業 (株)	天理市森本町670番地1外32筆		○						
(有) 宗大	葛城市南花内252番地1の一部	○						○	
(株) ダイケン	奈良市北之庄西町二丁目11番地1、11番地6、11番地10	○	○	○	○	○	○	○	
(有) 大志	橿原市新堂町281番の8外3筆	○	○	○	○	○	○	○	
大泉運輸 (株)	五條市二見5丁目1145番、1146番、1147番1、1148番1、1166番1、1167番、1168番2、1474番各々の一部			○					
太洋エンジニアリング (株)	十津川村大字七色157番の一部			○					
(株) 大和化銀	宇陀市室生向潤2249番137		○	○	○	○	○		
(有) 大和環境サービス	河合町大字穴闇130番6		○	○	○	○			
(有) 大和産業環境社	上牧町大字中筋出作240番3		○	○	○	○	○	○	
(有) 拓栄興産	葛城市梅室138番12、138番13 汚泥は発生現場で固化処理すること(車両搭載型攪拌固化機)		○	○	○	○			○
(株) 中和宮繕	桜井市大字浅古1079、1080、1086-1、1087-1、1088-1、1097-1、今井谷507外1、720	○	○	○	○	○	○	○	○
(株) 鶴田商店	田原本町味間317-1、317-7、317-8	○	○	○	○	○	○	○	
(株) ディ・シー	葛城市新村123番1、127番1	○	○	○	○	○	○	○	
徳本砕石工業 (株)	大淀町芦原531番地の1	○							
(株) トロワビリエ	大和郡山市小泉町2512番1		○※1			○※1			

令和7年6月1日 以降 産業廃棄物処分業者一覧

会 社 名 等	処分場施設所在地	がれき類 (工作物 除去に 伴って生 じた不要 物)	廃プラ	木くず	繊維くず	ゴムくず	金属くず	ガラスく ず・コンク リートくず 及び陶磁 器くず	汚泥
(株) 中家建設	下市町大字原谷245外12筆			○					
(株) 中作	宇陀市菟田野宇賀志667番1、678番、679番		○	○	○	○			
(株) 中吉野開発	下市町大字栃原2353番1の一部、2353番4、2353番5	○		○				○	
奈良県アスコン協同組合	大和郡山市額田部北町1137番地1外5筆	○							
奈良県合同砕石 (株)	吉野町津風呂184番の一部	○	○	○	○	○	○	○	
奈良総合リサイクルセンター (株)	御所市大字多田572番1外5筆	○	○	○	○	○	○	○	○
奈良マテリアル (株)	御所市大字城山台90番地の20、166番地4、166番地5	○	○				○	○	○
(株) 奈良リサイクル	御所市大字池之内528番地の1の一部、528番地の2		○※1			○※1			
(株) NANBU	大和郡山市長安寺町276-2 産業廃棄物の発生現場での処理に限る(車両搭載型溶融施設)	○	○	○	○	○	○	○	
	奈良市蘭生町416番1、416番2、418番1、418番4	○	○	○	○	○	○	○	
南部環境開発 (株)	田原本町大字千代580番地の4外2筆	○	○	○	○	○	○	○	
(株) 西岡組	宇陀市大字陀野依254番2、256番2、256番1の一部	○						○	
日章金属興業 (有)	葛城市兵家171-1、171-7、152-7、152-12、166-3、1566		○				○	○	
日本資環 (株)	五條市西吉野町奥谷1249番地、1251番地の各一部	○	○			○	○	○	
野村興産 (株)	宇陀市菟田野大澤76番2		○※2				○※2	○※2	
(株) ヒカリワールド	五條市住川町1309番地		○			○			
(株) 疋田建設	葛城市大字加守1500番外2筆、香芝市穴虫2624番1、2624番2の一部	○		○			○	○	○
一林産 (株)	奈良市蘭生町445番、446番1			○※3					
(有) 日出産業	奈良市北之庄西町二丁目6番地の6	○	○	○			○	○	
福源商事 (株)	五條市出屋敷町186番56の一部、近内町1104番51の一部		○	○	○	○	○	○	
北和商事 (株)	大和郡山市小泉町2506番1	○	○	○	○	○	○	○	
(有) 丸進商会	奈良市北之庄西町一丁目5番2、5番3	○	○	○	○	○	○	○	
(株) 丸山土木	御所市大字小林756番外7筆			○					
(株) 丸山土木	御所市大字小林580-1の一部、581-1の一部、櫛羅2536-1の一部	○	○					○	○
(株) みやこ建材	大和郡山市九条町29-3の一部、29-5の一部、31-1の一部		○	○	○	○			
村本道路 (株)	橿原市曲川町708番1外3筆	○							
(株) 山田土木	御杖村大字土屋原3226番、3227番	○	○	○	○		○	○	
大和環境リサイクル (株)	宇陀市菟田野宇賀志4番3		○	○					
(株) ヤマト興産	五條市二見5丁目1183番地1の一部、1184番地1、1184番地4、1184番地5の一部	○							
(株) ヤマト産業サービスセンター	香芝市尼寺605番外2筆		○	○	○	○			
(株) 山本工業	天理市庵治町92番外8筆、嘉幡町304番1外2筆	○						○	○
(有) ヨシモトゴム商会	御所市東松本243番、244番、246番、247番		○			○			
(株) 米澤開発	奈良市柴屋町66番1、67番5の一部及び67番6の一部		○		○		○		
最終処分場									
(有) 馬本賢商店	生駒郡平群町大字福貴711番1外6筆 (安定型)	○※4							
(株) 正光	御所市戸毛1082番1外3筆 (安定型)	○※4	○※4			○	○	○※4	
奈良県合同砕石 (株)	吉野町津風呂183番1及び184番 (安定型)	○※4	○※4			○	○	○※4	
(株) 南都興産	御所市大字重阪329番地他12筆 (管理型)	○※4	○※4	○	○	○	○	○※4	○
日本資環 (株)	五條市西吉野町奥谷1255番地ほか13筆 (安定型)	○※4	○※4			○	○	○※4	
(株) 丸山土木	御所市大字小林561番外17筆 (安定型)	○※4	○※4			○	○	○※4	

・ 一覧の中間処理施設及び最終処分場は、奈良県又は奈良市の許可を受け、令和7年6月1日現在、各ホームページ及び産業廃棄物処理業許可行政情報検索システムにて公開している産業廃棄物処理業許可業者である。

許可の有無や処分地・受入品目等について変動している場合があるため、処分場選定時には確認を行うこと。

※1廃タイヤに限る ※2廃蛍光管又は廃水銀灯に限る ※3建設系伐採木に限る ※4廃石綿を含む

稗田中央児童公園トイレ改修工事

設 計 図

大和郡山市役所 入札検査課 施設整備室

図番	図面名称
A-01	図面リスト
A-02	特記仕様書-1
A-03	特記仕様書-2
A-04	特記仕様書-3
A-05	付近見取り図
A-06	平面図
A-07	立面図
A-08	展開図

図番	図面名称
A-09	部分詳細図-1
A-10	部分詳細図-2
A-11	建具リスト・サインプレート
A-12	仮設足場平面図
E-01	電気設備平面図
M-01	器具表
M-02	給排水平面図

DRAWING NAME	稗田中央児童公園トイレ改修工事	DRAWING NO, A-01
	図面リスト no-scale	

③

防水改修工事

⑦

塗膜防水

⑧

シーリング

⑨

とい

10

アルミニウム製笠木

④

内装改修工事

⑤

製材

⑥

集成材

⑪

ビニル床タイル

⑫

帯電防止床シート、床タイル、防滑性床シート、床タイル

13

視覚障害者用床タイル

⑬

せっこうボード、その他のボード及び合板張り

⑮

タイル張り

種 類

厚さ (mm)

品質・規格

種 類

性 能

厚さ (mm)

種 類

性 能

厚さ (mm)

種 類

形 状

名称

種 類

厚さ (mm)

せっこうボード製品

○せっこうボード (GB-R)
○シージングせっこうボード (GB-S)
・強化せっこうボード (GB-F)
・化粧せっこうボード (GB-D)
・せっこうラスボード (GB-L)
・不燃積層せっこうボード (GB-MC)

○50・125
○45・90・125
・9.5・12.5
・9.5・12.5
・9.5

吸音材料

・ロックウール吸音フェルト (RW-F)
・ロックウール吸音ボード (RW-B)
・ロックウール吸音ブラケット (RW-BL)
・グラスウール吸音フェルト (GW-F)
・グラスウール吸音ボード (GW-B)
・ロックウール化粧吸音板 (RW)
・吸音用インシュレーションファイバーボード (IB)
・吸音用木毛セメント板 (NMW8)
・吸音用あなきせっこうボード (GB-P)
・吸音用あなきハードファイバーボード (HB-P)

パーティクルボード

・赤地パーティクルボード研磨板 (RS)
・車板張りパーティクルボード研磨板 (VS)
・化粧パーティクルボード車板オーバーレイ (DV)
・プラスチックオーバーレイ (DO)
・塗装 (DC)

繊維強化セメント板
木毛セメント板

・0.8tけい酸カルシウム板 (0.8FK)
・0.1tけい酸カルシウム板 (1.0FK)
・硬質木毛セメント板 (HM)
・中等木毛セメント板 (NM)
・普通木毛セメント板 (NW)

○6.0

名称

種類

表板の樹種名

板面の品質

処理

厚さ (mm)

中

※普通合板
・刃の程度
・しな程度

・

・防虫
・難燃

・

南

種類

化粧板の樹種名

処理

厚さ (mm)

・天然木化粧合板

・なら

・防虫
・難燃

・

種類

化粧加工の方法

表面性能

処理

厚さ (mm)

・特殊加工化粧合板

・オパール
・プリント
・塗装

・防虫
・難燃

・

遮音シール材

・7714系シール材
・ケイ系シール材
・ジョイントパッド

下地

・軽量鉄骨下地
・木流下地

合板類の張付け

種類

・A種
・B種

せっこうボードの目地工法の種類

・目隠し工法
・突付け工法
・継目処理工法

タイルの種類

施工箇所

形状・寸法 (mm)

用途

上乗せ樹脂
施工あり

色
選択あり

防汚
性能あり

品質の程度

外部便所

50×50

床タイル種

ミルフロア同等品

外部便所

100×100

壁タイル種

2階/2階以上の同等品

(品質の程度は参考商品名である)

試験張り

・行う
見本焼き
・行う

壁タイル張りの工法

工法

・改良積上げ張り
・壁タイル接着剤張り

稗田中央児童公園トイレ改修工事

設計図書

建築工事特記仕様書-2

図面番号

A-03

縮 尺

Non

校図

担当

製図

設計年月日

R7. 7

大和郡山市役所 入札検査課 施設整備室

章

項 目

特 記 事 項

⑤

1 防火材料

※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする
・次の箇所を除き防火材料とする（ ）

②

下地調整

既存塗膜の除去範囲（塗替えてRＢ種の場合）
※塗替え面積の30%とする ・図示
下地調整の種類
木部
・RＡ種 ・RＢ種 ・RＣ種
鉄鋼面
・RＡ種 ・RＢ種 ※RＣ種
重鉛めっき鋼面
・RＡ種 ・RＢ種 ・RＣ種
モルタル面、プラスター面
・RＡ種 ・RＢ種 ※RＣ種
ひび割れ部の補修 ・行う
コンクリート面、ＡＬＣパネル面（DP以外の場合）
・RＡ種 ・RＢ種 ※RＣ種
ひび割れ部の補修 ・行う
コンクリート面、押出成形セメント版面
ひび割れ部の補修 ・行う
せっこうボード面、その他ボード面
・RＡ種 ・RＢ種 ・RＣ種
③ 錆止め塗料塗り
重鉛めっき鋼面錆止め塗料の種類（EP-G以外の場合）
・A種 ・B種 ・C種
鉄鋼面錆止めの塗料塗り
適用箇所 種 別
新規 見え隠れ部分 ・A種 ・B種 ・C種
見え隠れ部分 ・A種 ・B種 ・C種
塗替え部 ・A種 ・B種 ※C種
重鉛メッキ鋼面錆止めの塗料塗り
適用箇所 種 別
塗替え部 ・A種 ・B種 ・C種
鋼製建具等 ・A種 ・B種 ・C種
上記以外 ・A種 ・B種 ・C種

4 合成樹脂調合ペイント(SOP)

塗料の種類 ※1種 ・2種
木部の合成樹脂調合ペイント塗り
新規の場合 屋外 ※A種 ・B種 ・C種
(多孔質広葉樹を除く) 屋内 ・A種 ※B種 ・C種
塗替えの場合 ・A種 ※B種 ・C種
鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗りの種類
・A種 ※B種 ・C種
重鉛メッキ鋼面合成樹脂調合ペイント塗りの種類
鋼製建具の塗替えの場合 ※A種 ・B種 ・C種
上記以外 ・A種 ※B種 ・C種

5 ｸﾞﾗﾌｨｯｸﾍﾞｰｼﾞﾝｸﾞ(OL)

種別 ・A種 ※B種

6 ｱｸﾘﾙ樹脂系非水分散形塗料塗り (NAD)

種別
・A種 ※B種

⑦ 耐候性塗料塗り (DP)

鉄鋼面耐候性塗料塗りの種別（新規を除く）
・A種 ・B種 ※C種
重鉛めっき鋼面耐候性塗料塗りの種別（新規を除く）
・A種 ・B種 ・C種
コンクリート面及び押出成形セメント版面耐候性塗料塗りの種別
・A種 ・B種 ・C種
上塗り塗料等級
・ 級（コンクリート、押出成形セメント版面を除く）

⑧ つや有合成樹脂エマルジョン塗料塗り (EP-G)

コンクリート、モルタル、プラスター、せっこうボード、その他ボード面のつや有合成樹脂エマルジョンペイント塗りの種類
・A種 ・B種 ※C種
しみ止め（塗替えの場合）
※改修標準仕様書7.9.2.(b)による ・
屋内の木部つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗りの種類
新規（多孔質広葉樹を除く） ・A種 ・B種 ・C種
塗替え ・A種 ・B種 ・C種
屋内の鉄鋼面のつや有合成樹脂エマルジョンペイント塗りの種類
・A種 ・B種 ・C種
屋内の重鉛めっき鋼面のつや有合成樹脂エマルジョンペイント塗りの種類
・A種 ・B種 ・C種

9 合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP)

種別 ・A種 ※B種 ・C種
しみ止め（塗替えの場合）
※改修標準仕様書7.10.2.(b)による ・

10 合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り (EP-T)

種別 ・A種 ※B種 ・C種（塗替えて下地調整RＢ種、RＣ種を除く）

11 ｸﾞﾗﾌｨｯｸ樹脂ﾌﾞﾗﾝﾄﾞ塗り (UC)

種別 ・A種 ※B種

12 ｸﾗｯｸ-ﾌｨｯﾙｰ塗り (LE)

種別 ・A種 ※B種

13 木材保護塗料塗り

種別 ・A種 ※B種

⑥ 環境配慮改修工事（アスベスト処理）

① 施工調査等

施工調査（アスベスト含有建材の有無）
※行う ・行わない
目視及び設計図書等により製品名、製造所名、製造年等を確認し、調査結果をとりまとめ監督職員に報告する。
アスベスト含有建材の分析調査
・行う（適用範囲） ○行わない
分析方法
・JIS A1481-2 ・JIS A1481-3
※「建材中の石棉含有率の分析方法」（平成18年8月21日基発第0821002号、基安化発第0821001号及び平成20年2月6日基安化発第0206003号）による。
分析結果報告書の提出
・行う ・行わない

2 アスベスト粉じん濃度測定

測定時期 測定場所 測定点 計
処理作業前 ・処理作業室内 点 室 点
・集じん・排気装置の排出口 点 室 点
・処理作業室内 点 室 点
処理作業中 ※セキュリティゾーン入口 点 室 点
※集じん・排気装置の排出口（処理作業室外の場合） 点 室 点
※施工区画周辺又は敷地境界 点 室 点
処理作業後 ※処理作業室内 点 室 点
(隔離ネット撤去前) ・施工区画周辺又は敷地境界 点 室 点
合 計 点

3 アスベスト含有吹付け材の除去及び処分

除去工法
・除去工法（BCJ（財）日本建築センターの審査証明（写）添付）
・封じ込め処理（ ）
・囲い込み処理（ ）
除去したアスベスト含有吹付け材等の固型化
・行う ・行わない（飛散防止散布材散布による固型化）
保管場所
・（ ）
除去したアスベスト含有吹付け材の処分
・埋立処分 ・中間処理

4 アスベスト含有保温材等の除去及び処分

除去工法
※手ばらし ・（ ）
除去したアスベスト含有保温材等の固型化
・行う ・行わない（飛散防止散布材散布による固型化）
保管場所
・（ ）
除去したアスベスト含有保温材等の処分
・埋立処分 ・中間処理

5 アスベスト含有成形板の除去及び処分

除去工法
※湿潤化の上手ばらし ・（ ）
保管場所
・（仮設内）
除去したアスベスト含有成形板の処分（石綿含有せっこうボードを除く）
・埋立処分 ・中間処理

6 手続き等

※労働基準監督署及び保健所（奈良市内においては、奈良市環境保全課）に必要な書類の届出を行うこと、またその内容を周辺住民の見やすい場所に掲示すること

7 除去後の仕上げ

・（ 図示 ）

8 石綿作業主任者

※適用する

9 アスベスト含有材の箇所

※仕上表及び図面の建材表示の前に▲を付したもの
※アスベスト含有の有無は、検査機関の調査によるものである。

10 PCB含有材の箇所

※仕上表及び図面の建材表示の前に◎を付したもの
※PCB分析調査 ・する ・しない

7 鉄筋工事

① 鉄筋

規格	種別	呼び径
○JIS G 3112	・SR235	・
	・SR295	・
	※SD295A	※D10 ・D13 ・D16
	・SD295B	・
	・SD345	・D19 ・D22 ・D25 ・D29 ・D32
	・SD390	
・建築基準法第37条規定に基づき認定を受けたせん断補強筋		

② 鉄筋のかぶり厚さ

※かぶり厚さは目地底から算定する。
最小かぶり厚さ
※標準仕様書 表5.3.6による ・図示による

8 コンクリート工事

① コンクリートの種類及び強度

・普通コンクリート
設計基準強度F_c(N/mm²) 適用範囲
・18 ※21 土間コンクリート

② レディーミクストコンクリートの種別

※Ⅰ類 ・Ⅱ類

③ スランプ

荷下ろし地点におけるスランプ値
打込み箇所 スランプ(mm)
基礎、基礎梁、土間スラブ ※15または18

④ セメント

セメントの種類
※普通ポルトランドセメント

⑤ 骨材

種類及び品質

種類	アルカリシリカ反応性による区分
・砂利及び砂	※A ・B
・碎石	※A ・B
・碎石	※A ・B
・砕砂	※A ・B
・ﾌﾛﾚﾝｼｬﾙｸﾞ 細骨材	※A ・B
・鋼スラグ細骨材	※A ・B
・電気炉酸化スラグ骨材	※A ・B
・再生骨材H	※A ・B

⑥ 混和材料

混和材料の種類
・混和材
※標準仕様書6.3.1(4)(a)による
・混和材
※標準仕様書6.3.1(4)(b)による
・混和材料の使用量
※標準仕様書6.3.2(イ)による

⑨ その他

① サインプレート

○図示（図面番号 A-11）
※参考品番：（株）フジタ FT200N 同等品

② トイレブース

○図示（図面番号 A-11）
※参考品番：小松ウオール TB-GPR 同等品

③ 落葉除けネット

※参考品番：CX345-SN同等品
※鉄線にて部材同士を固定し、上記品番同等品をコンクリート釘にて構造物に固定すること

稗田中央児童公園トイレ改修工事

設計図書

建築工事特記仕様書-3

図面番号

A-04

縮尺

Non

検図

担当

製図

設計年月日

R 7. 7

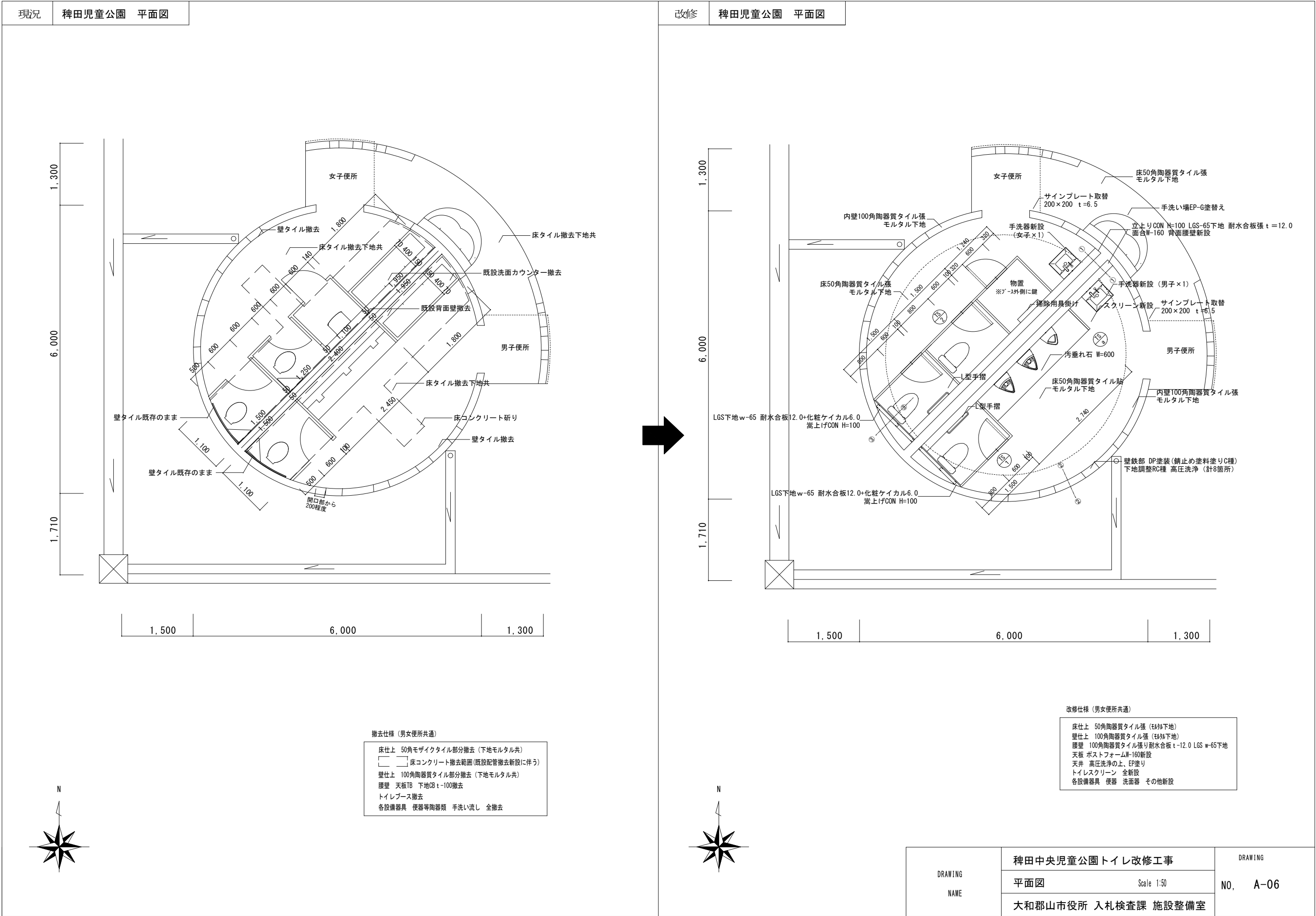
大和郡山市役所 入札検査課 施設整備室

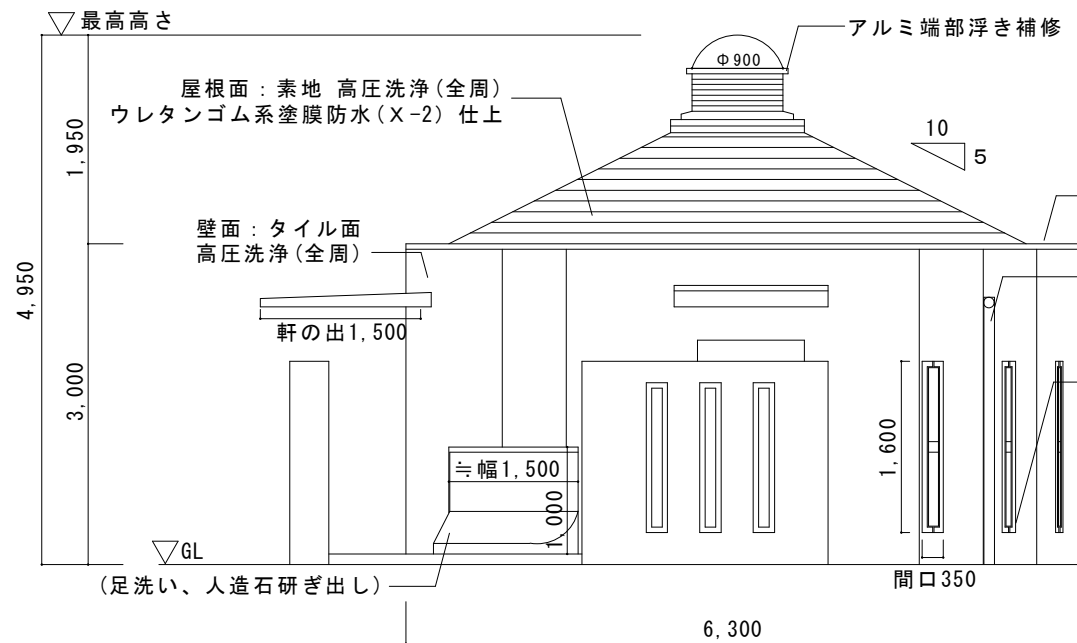
A2 - R4年度ver1.0



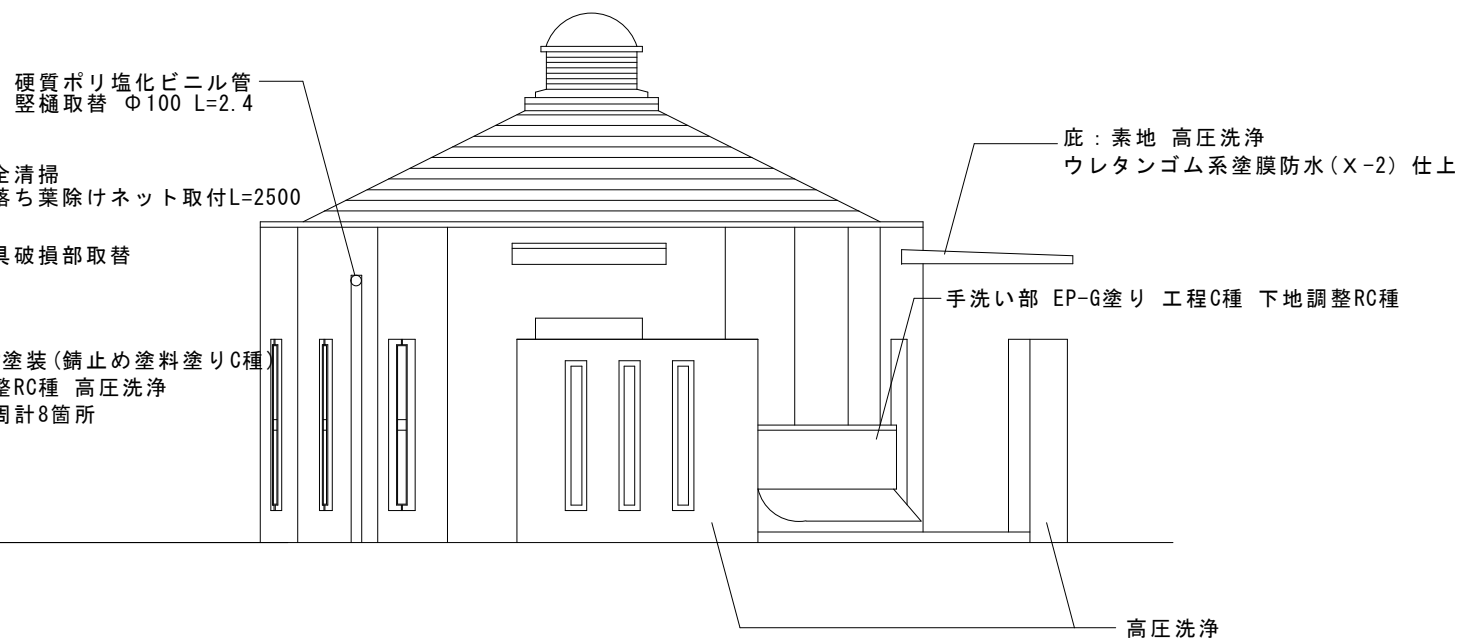
※工事業者用駐車場は稗田児童公園敷地内とする。
公園敷地内は南側徐行とし、公園利用者に配慮すること。
☆・・・交通誘導員5人

DRAWING NAME	稗田中央児童公園トイレ改修工事	DRAWING NO. A-05
	付近見取り図 no-scale	
	大和郡山市役所 入札検査課 施設整備室	

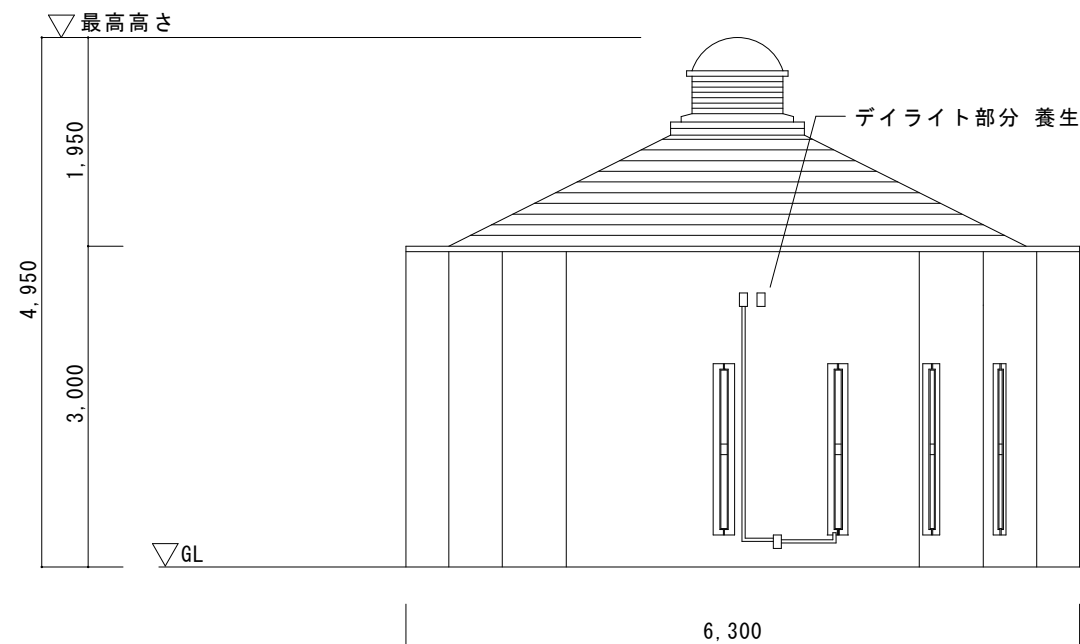




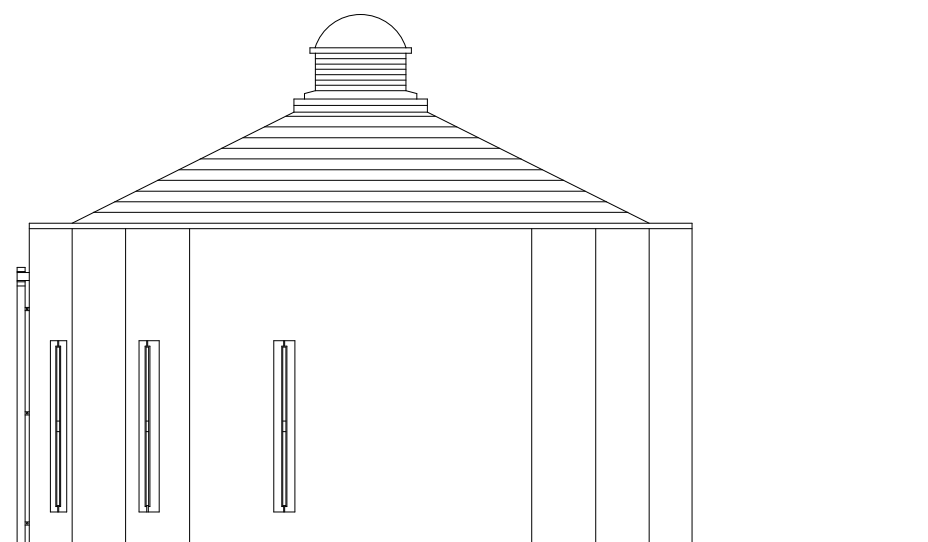
北面立面図



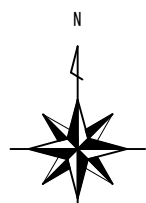
東面立面図



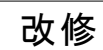
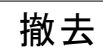
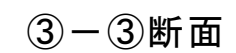
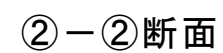
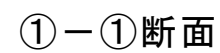
南面立面図



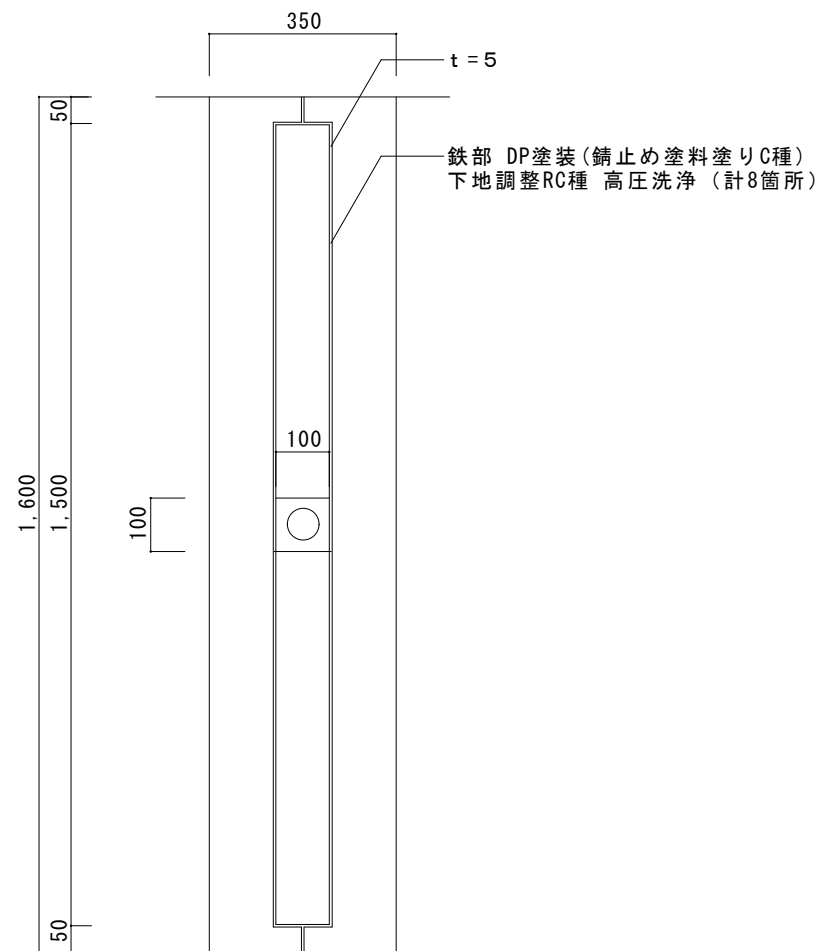
西面立面図



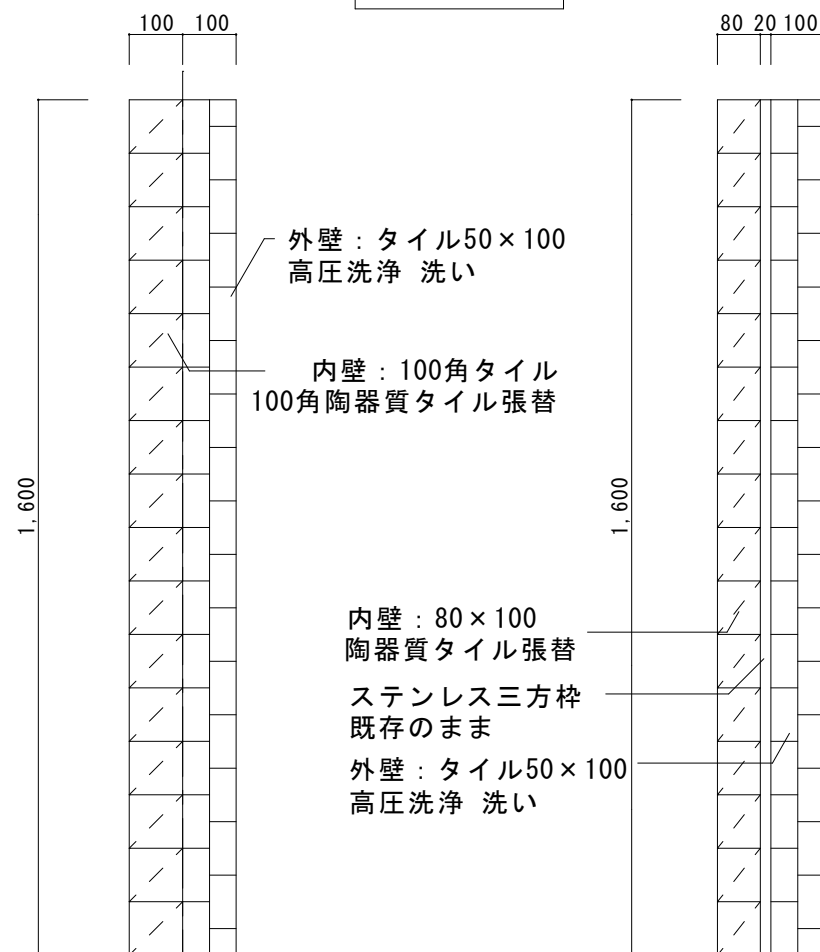
DRAWING NAME	稗田中央児童公園トイレ改修工事	DRAWING NO, A-07
	立面図 Scale 1:50	
	大和郡山市役所 入札検査課 施設整備室	



DRAWING
NO. A-09

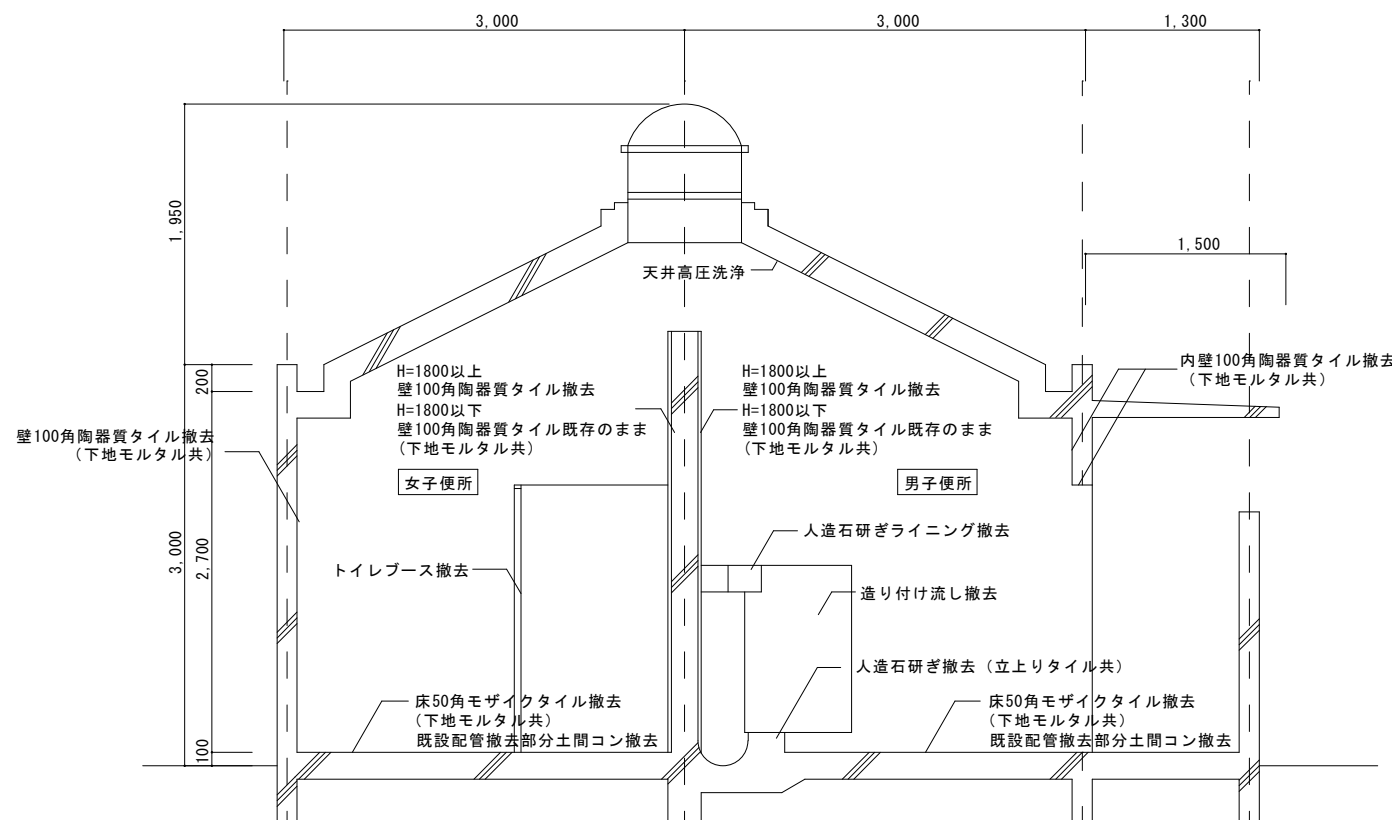


開口部正面図

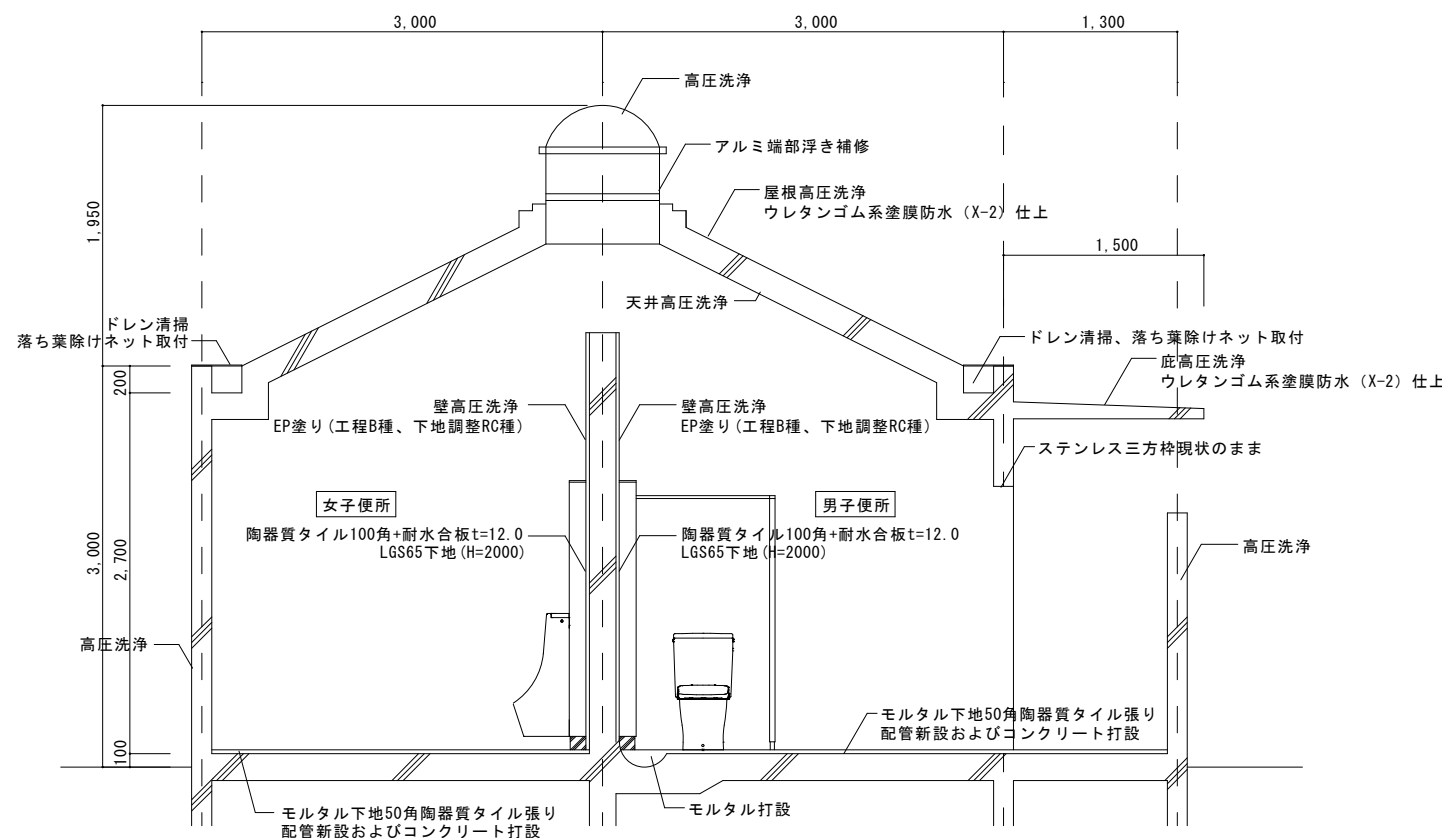


開口部側面図

出入口部分側面図



現況

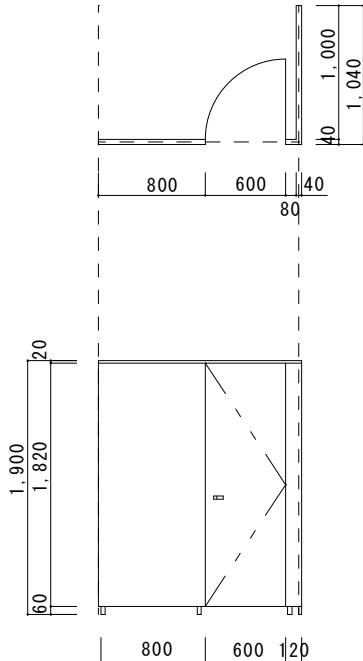
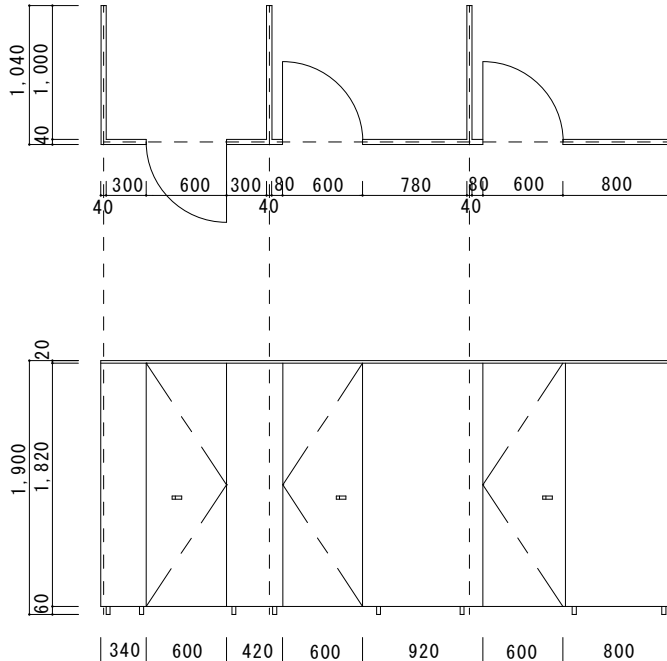
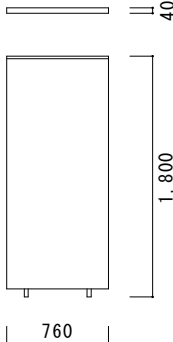
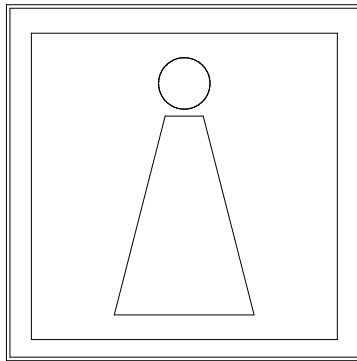
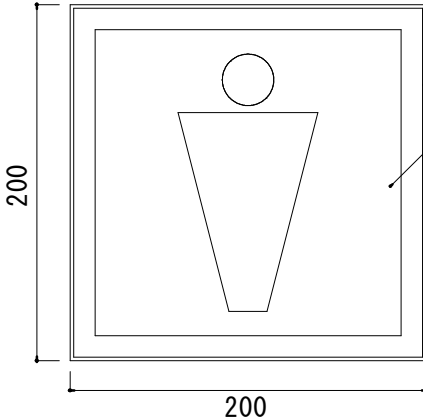
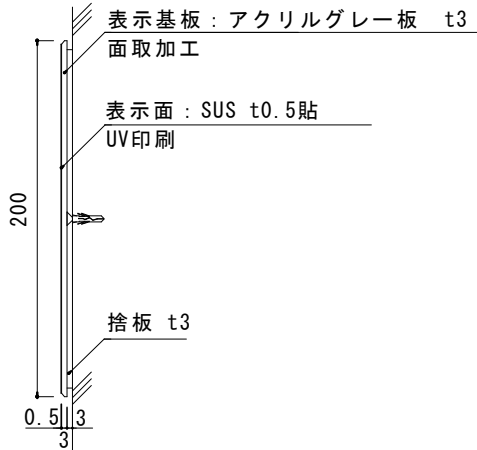


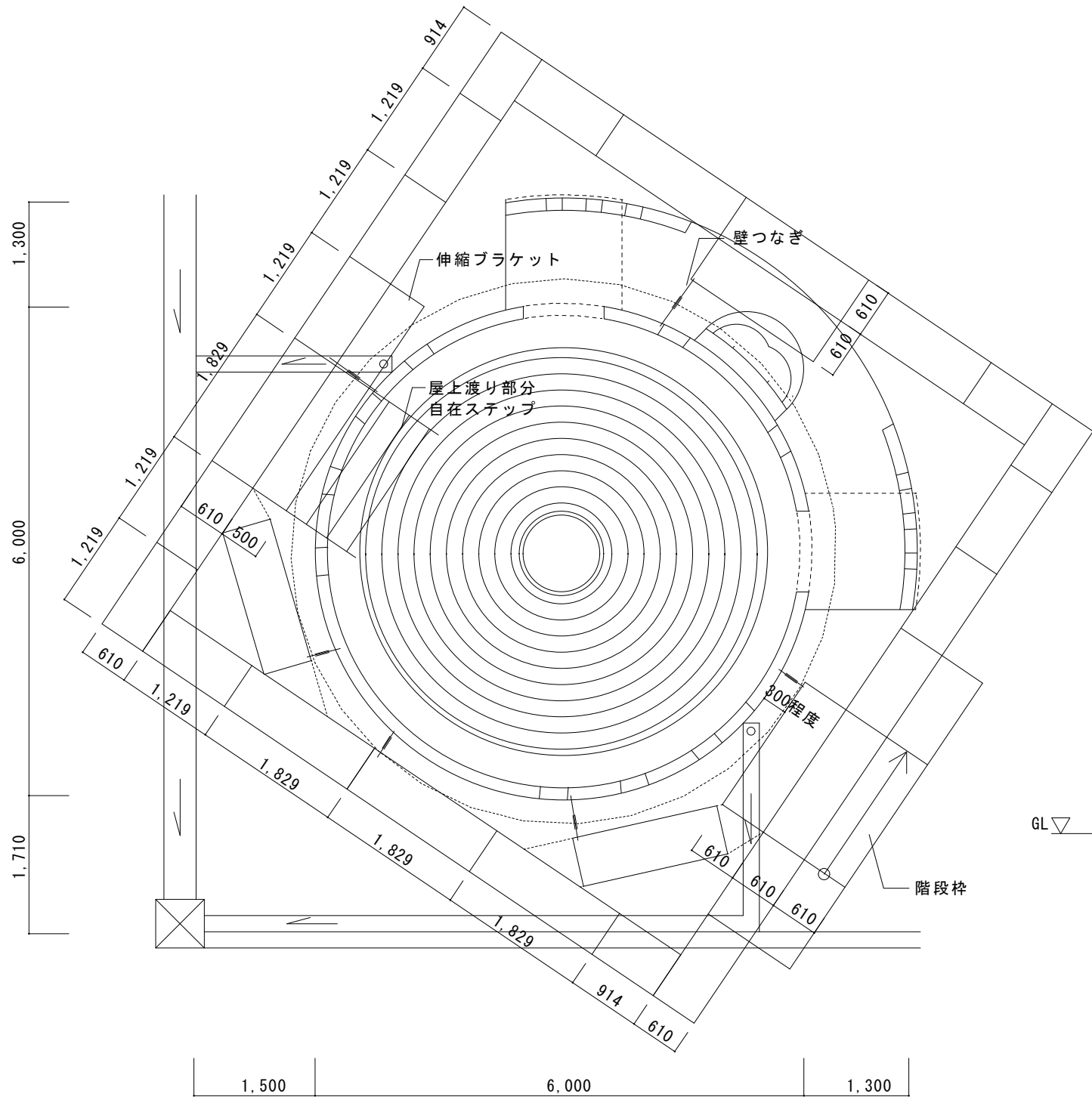
改修

DRAWING
NAME

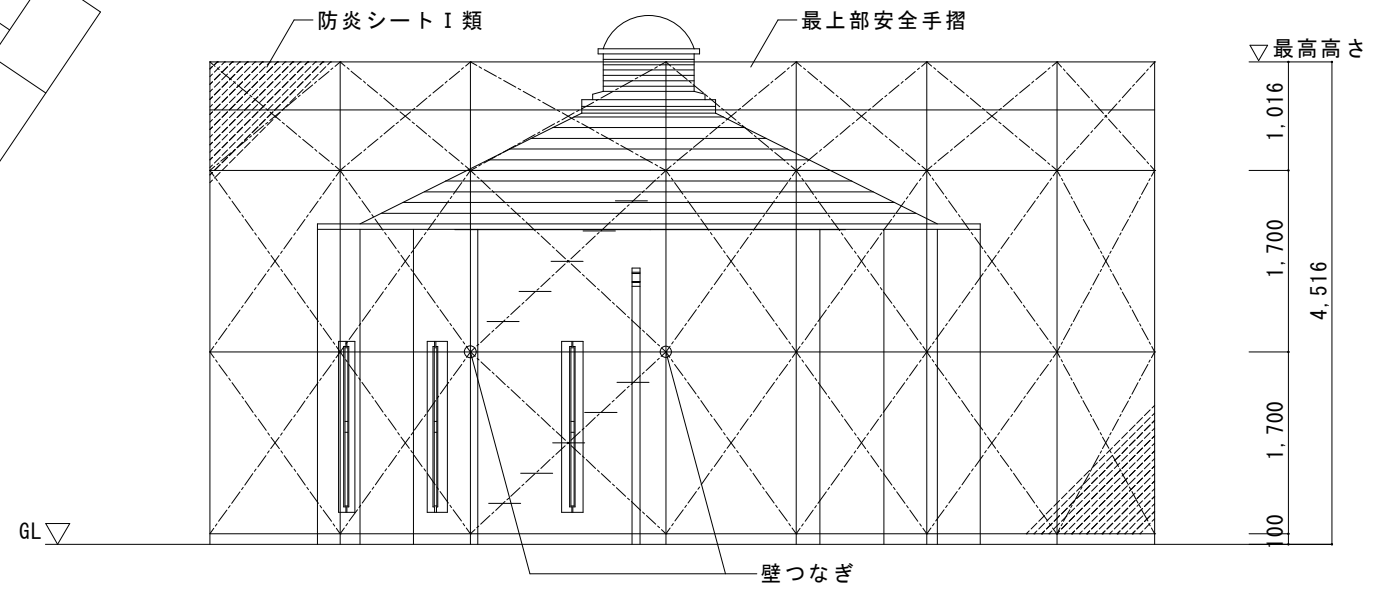
稗田中央児童公園トイレ改修工事
部分詳細図-2 Scale 1:5、1:20
大和郡山市役所 入札検査課 施設整備室

DRAWING
NO. A-10

記号・位置・数量		TS 1 男子便所	1	TS 2 女子便所	1	TS a 男子便所 スクリーン	1
形状							
種類	トイレスクリーンTB-GPR（非常時外開き）			同左			同左
材料（パネル） （ドア）	高圧メラミン樹脂化粧板+パーティクルボード t-9mm ペーパーコア芯			同左			同左
見込	40			同左			同左
仕上	高圧メラミン化粧パネル			同左			同左
硝子	ー			同左			同左
脚金物	サポート仕様			同左			同左
金物	アルミ製アールエッジ 天井アルミ製レール 目板：アルミ押出成形材 表示付きスライドロック			同左（※物入は外側にスライドロック錠）			アルミ製エッジ（アルマイト）
サインプレート詳細図（参考）							
女子  男子  表示基板：アクリルグレー板 t3 面取加工 表示面：SUS t0.5貼 UV印刷  ※既存サインプレート撤去後、捨板施工 ※サインプレート詳細図は参考とする。 使用材料、フォント、ピクトグラム、 カラー、取付位置については、監督員との協議による。							
DRAWING NAME		稗田中央児童公園トイレ改修工事			DRAWING NO, A-11		
		建具リスト・サインプレート no-scale					
		大和郡山市役所 入札検査課 施設整備室					



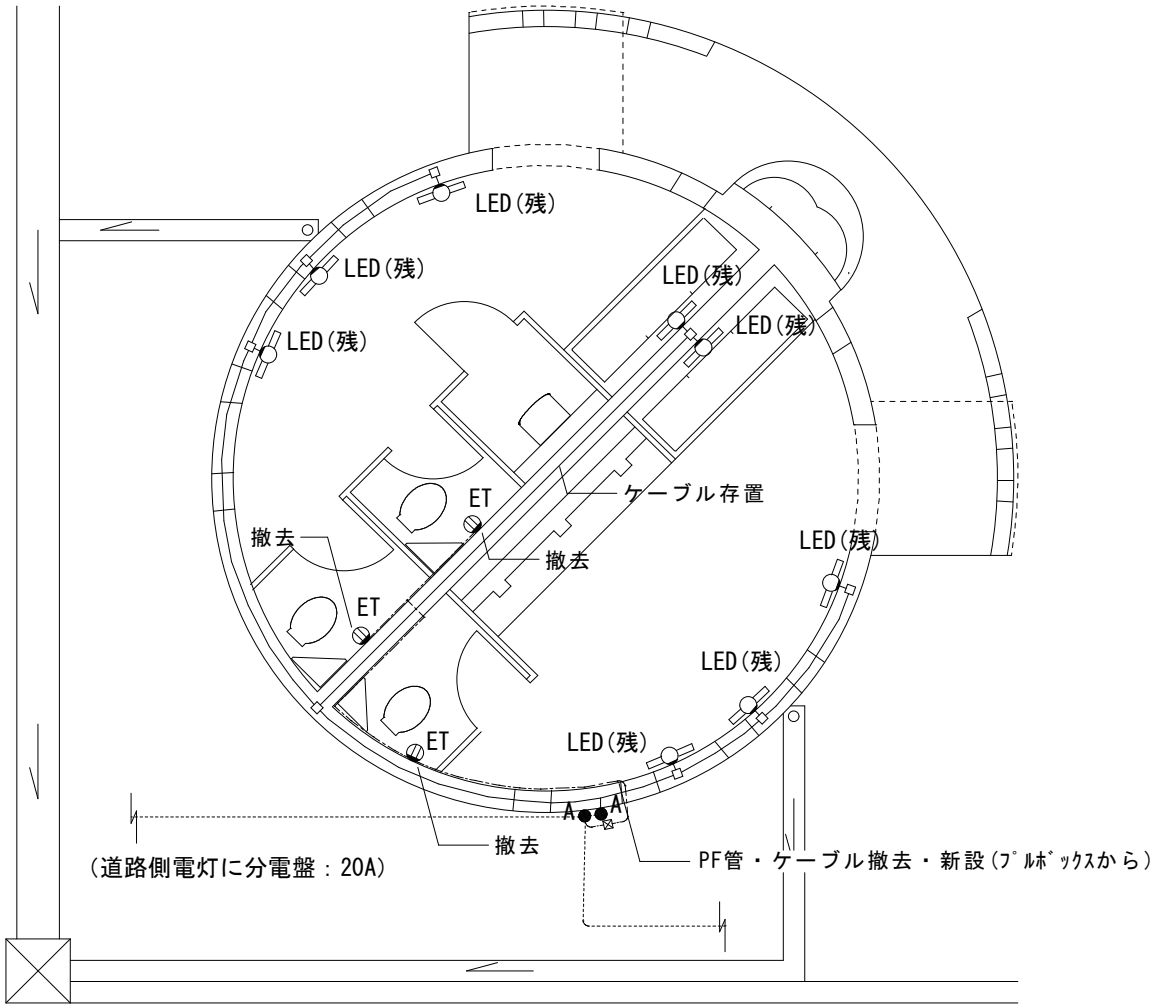
平面図



南東立面図

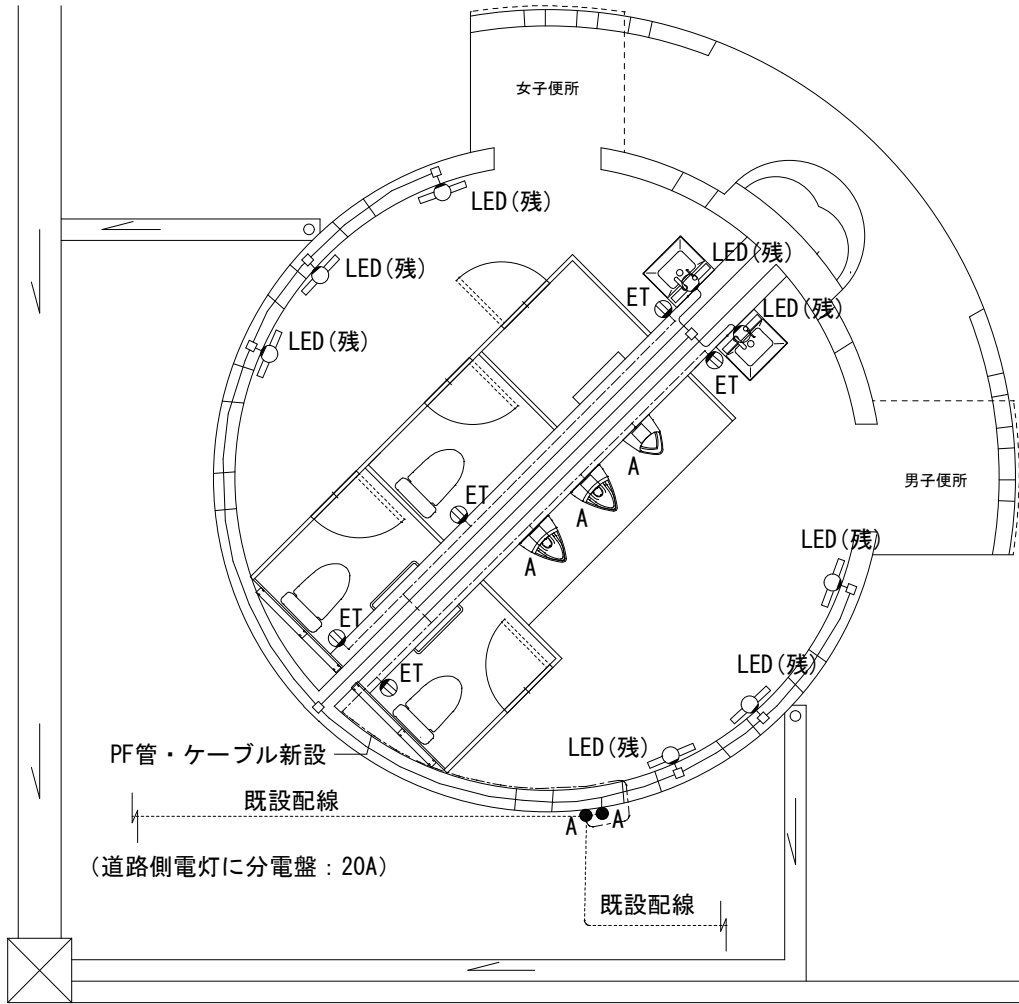
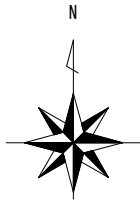
※仮設計画図は参考とする。

DRAWING NAME	稗田中央児童公園トイレ改修工事	DRAWING NO, A-12
	仮設計画図 Scale 1:50	
	大和郡山市役所 入札検査課 施設整備室	

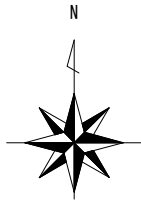


(器具)	☒	プルボックス (更新無し)
(照明器具)	○ LED ● A	直管型LED照明器具 (器具更新無し 取外し・再取付) デライトセンサー付き器具 (更新無し)
(コンセント)	⦶ ET -----	埋込コンセント 2P15A×1 ET付 撤去 EMケーブル 壁コロガシ 保護管 (PF22) 撤去

※経路は露出部のみの調査のため参考とする
※既設配管・配線について、躯体埋込部分は存置とする。



(器具)	□ A	アウトレットボックス四角中浅 自動水栓センサ用 取付
(改修図 コンセント)	⦶ ET -----	埋込コンセント 2P15A×1 ET付 金属プレート 取付 EM-EEF2.0-3C 壁コロガシ 保護管 (PF22)



DRAWING NAME	稗田中央児童公園トイレ改修工事	DRAWING NO, E-01
	電気設備平面図 Scale 1:50	
	大和郡山市役所 入札検査課 施設整備室	

新設衛生器具表

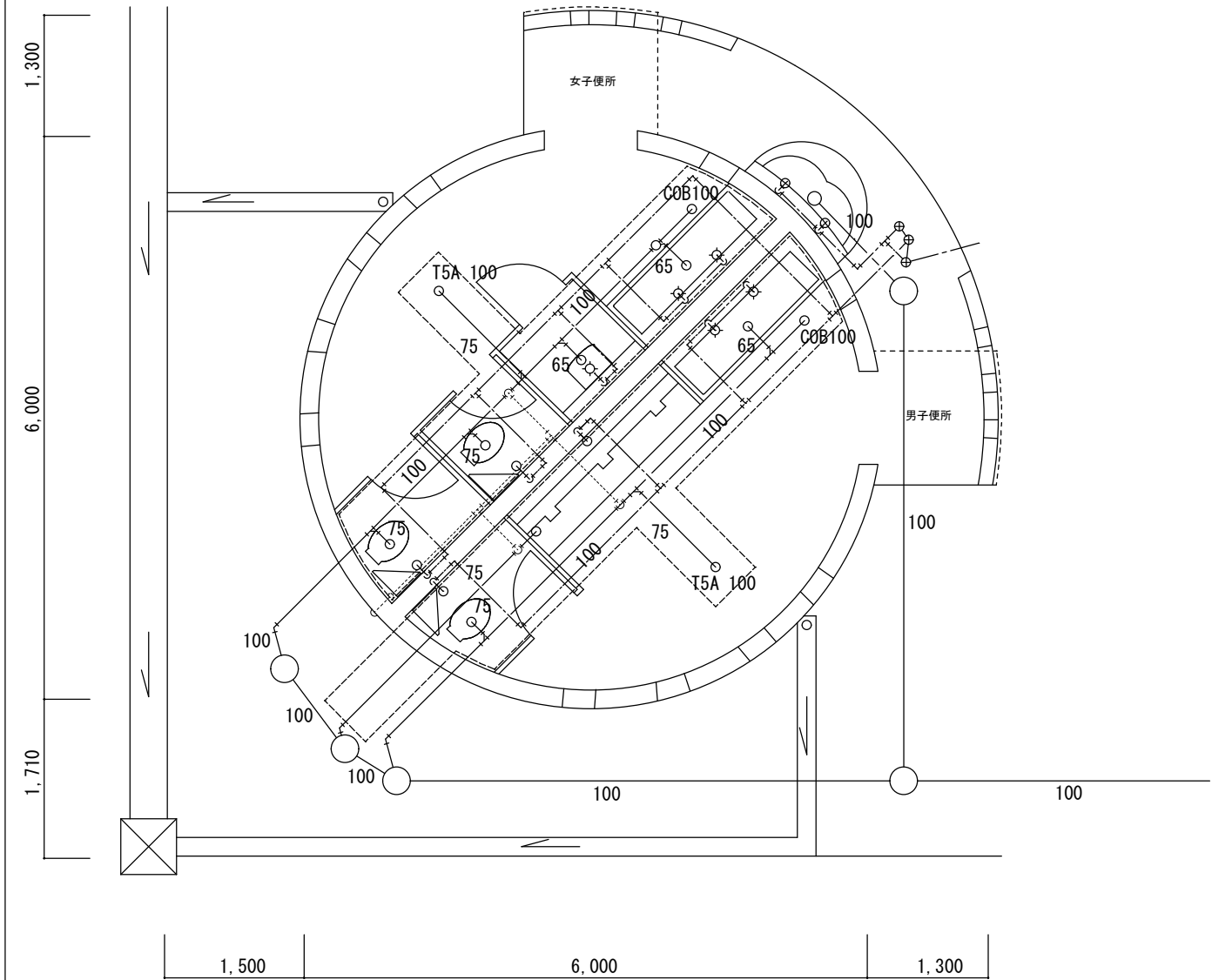
品名	品番	附属物	男子便所	女子便所	屋外	合計
洋風便器	CS597BMS	SH596BAYR、TCF5871AC、YH701	1	2		3
壁掛け小便器	UFS900JCS		2			2
壁掛け幼児用小便器	U310	TEA62ADYR、T64CP、T9R	1			1
洗面器	LSG704BASNW	自動水栓タイプ、水石けん入れ無し、ボトルトラップ目皿仕様	1	1		2
単水栓	T23BQ13C				1	1
L型手摺	T112CL10		1	1		2
掃除用具掛け	UTR422S			1		1
汚垂れ石	AB690BR		3			3

※上記品番は参考品番であり、同等品以上とする。

撤去衛生器具表

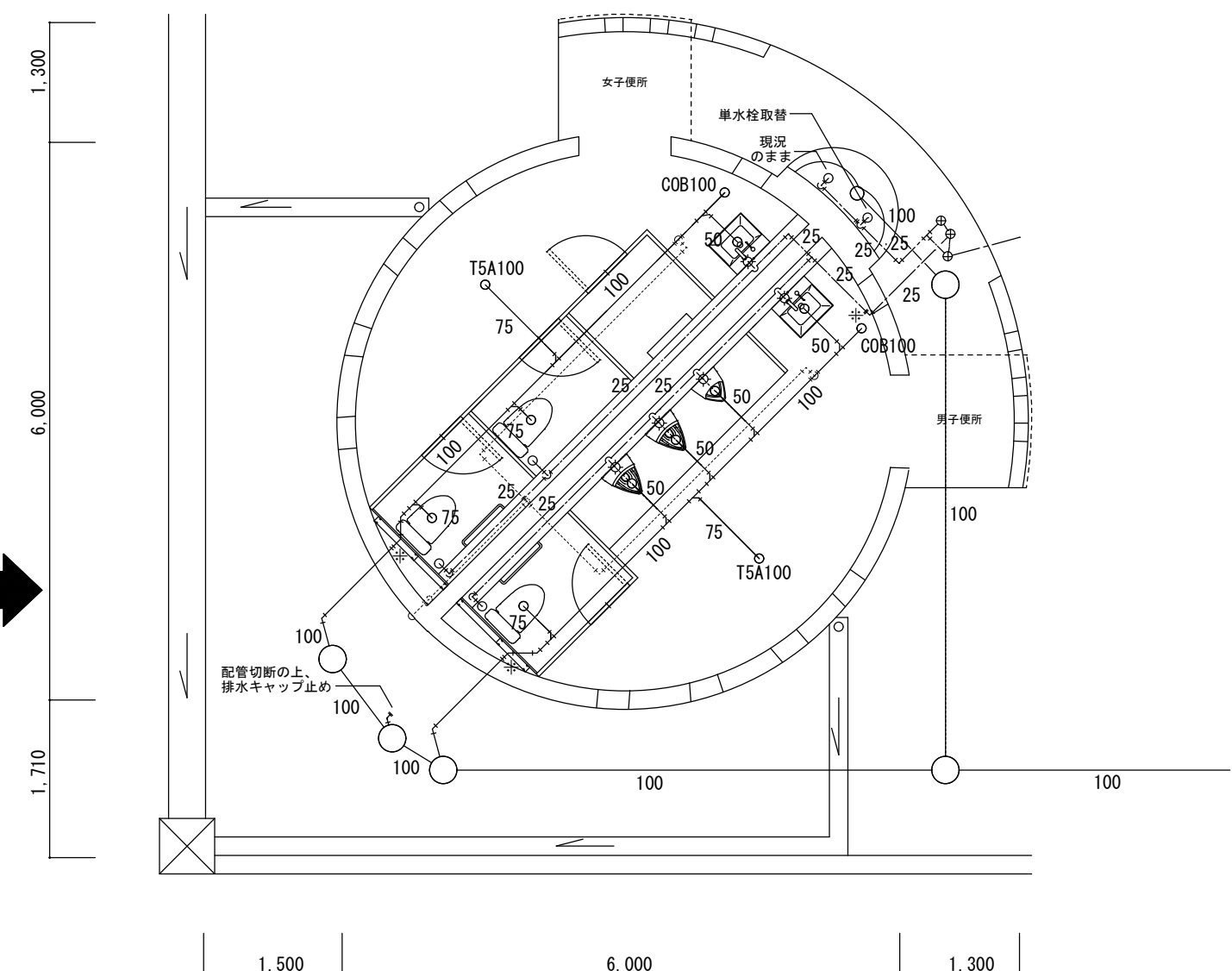
品名	男子便所	女子便所	屋外	合計
洋風便器	1	2		3
造り付け洗面	1	1		2
単水栓	2	2	1	5
タンク	1			1

DRAWING NAME	稗田中央児童公園トイレ改修工事	DRAWING NO. M-01
	器具表 no-scale	
	大和郡山市役所 入札検査課 施設整備室	



特記事項

- ・ [] 内の配管、配管付属品等、衛生器具は原則撤去とする。
- ・ 躯体内の配管については可能な限り撤去・新設のこと
- ・ 特記無き衛生器具は全て撤去のこと
- ・ 既設給水バ 1/2 は、取替 (撤去・新設) のこと
- ・ 現場調査を行い既設配管調査の上施工を行うこと。
- ・ 配管経路は目視部のみの調査のため参考とする。



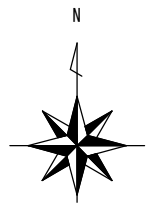
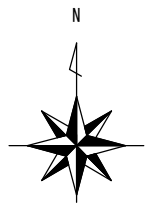
※給水設備
1/2 貫通50φ (厚み150)・・・2カ所 (既存)

※排水設備
1/2 貫通100φ (厚み150)・・・3カ所 (既存)

特記事項

- ・ ※印にて、既設管に接続のこと
- ・ 特記無き衛生器具は全て新設のこと
- ・ 特記無き配管は全て新設のこと
- ・ 給水管には保温を施すこと
- ・ 新設バ 1/2 は、仕切弁QVとし、10k対応品のこと
- ・ 新設バ 1/2 は、前後にストラップ カップ リング 等を使用し、漏れの無き様取付ること
- ・ 既設給水バ 1/2 は、取替 (撤去・新設) のこと

【壁・床貫通】について
既存の壁・床等配管貫通部の穴あけは、鉄筋探査等を行った上、既存の鉄筋・電線管等を傷つけないようダイヤモンドカッターを使用し行うこと。
なお、復旧はモルタル等にて充填補修する。



DRAWING NAME	稗田中央児童公園トイレ改修工事	DRAWING NO, M-02
	給排水平面図 Scale 1:50	
	大和郡山市役所 入札検査課 施設整備室	